

青い旅

生活環境の変化や就業形態の多様化など社会環境の変化に伴い、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変化しています。また、いじめの問題、児童虐待など子どもが被害者になる事件が相次ぐほか、違法・有害情報の氾濫なども懸念されます。

こうした中、市ではニート、ひきこもり、不登校など困難を抱える子ども・若者やその家族からの相談を受ける総合相談窓口として、「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、さまざまな悩みや心配ごとの相談に応じています。開設から4年目を迎え、相談件数も2千件を超え、内容も複雑多様化してきています。

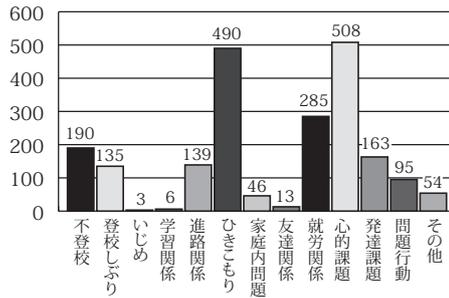
子ども・若者支援センターの取組

(相談活動)

面接相談や電話相談、必要な場合は訪問相談も実施します。また、相談内容によっては、他の支援機関などを紹介

します。人間関係で傷つき、学校や社会でうまくいかなかったことや、将来への不安、迷いやこだわりなどの相談が多くあります。平成25年度の相談件数は延べ2,127件ありました。

25年度相談状況



(支援活動)

相談者のみなさんが社会生活になじんでいけるよう、ボランティアの継続支援員と一緒に体験活動にも取り組んでいます。平成25年度は、12名の継続支援員の協力により、19人の相談者が体験活動に取り組みました。

【就労体験】

- ・ 農業、酪農、ギフト製品袋詰め、事務補助等

【文化・スポーツ活動】

- ・ 折り紙、編み物、ネイチャーゲーム、卓球、カローリング、そば打ち体験等

【地域交流体験】

- ・ PTA行事のボランティア、出雲大社参拝

【学習支援】

- ・ 少人数での学習会への参加、個別による学習支援

【街頭活動】

子どもたちの安全のため、3人の専任少年委員とともに指導や声かけ、見守り活動を行います。主に駅や公園、ゲームセンターなどの街頭パトロール活動を行っています。

【環境浄化活動】

有害図書類を回収する「青ポスト」を設置し、毎月その回収を行っています。設置箇所は出雲体育館、出雲ドーム、平田文化館、市役所大支所の4か所に設置しています。

【啓発活動】

支援センターだより「青い旅」を広報いずもへ定期的に掲載するほか、地域の研修会や講演会への情報提供などを

行っています。ひとりでは悩まず、まずは相談を。一緒に自立に向けた一歩を踏み出しましょう。

☆夏休み！子どもたちに声かけを

～子どもたちには
大人の見守るまなざしが大切です
みんなで子どもたちを育てましょう～

- よくやってるね いいね (体力作りや学習をしていたら)
- 助かるよ (いろいろな家事のお手伝いをしたら)
- あぶないよ (道路での遊び、川遊びを見かけたら)
- 気をつけて帰りましょう (帰宅時間の夕方6時を過ぎたら)

出雲市子ども・若者支援センター

電話 **0120-84-7867**
ヤッホー ナヤ ム ナ

相談時間 月～金曜日
8時30分～17時
土曜日は事前予約による
面接相談のみ

ともに活かしてともに育てる農業の輪

農業委員会だより

⑤



農業委員会の業務として一番にあげられるのは、「農地法に基づく許認可」です。今回は、農業委員会だより④「農地の売買・贈与・貸し借りをするには…」に引続き、相談の多い「転用」の説明をします。

〈農地を転用するには…〉

農地を農地以外の用途にするこ
とが農地転用で、これには許可が
必要です。

「農地転用許可制度」は、優良
農地の確保と計画的な土地利用の
推進を目的としています。農地は
一度農地以外のものにしてしま
うと元に戻すことが困難であるこ
から、将来に向かって優良な農地
を確保できるよう、土地の合理的
な利用を踏まえ、適切な農地転用
が行われるようにしています。
(原則許可できない農地がありま
すので、事前にご相談くださ
い。)

農地の所有者自らが転用する場
合は、「農地法第4条」、農地所有
者以外の者が、その所有者から

買ったたり、借りたりして転用す
る場合は、「農地法第5条」の農
業委員会の許可が必要です。そ
の際、転用する土地が市の定め
た農業振興地域整備計画の農用
地区域内である場合には、あら
かじめその地域からの除外手続
き(農振除外)が必要です。

(手続きには約7か月の期間を
要します。申請は2月と8月の
年2回受け付けます。)

転用の具体例として、農地に
住宅、工場、店舗を建築する場
合、農地を駐車場、資材置場に
する場合、農地に造林のため植
林をする場合などが挙げられま
す。なお、200㎡未満の農業
用施設(作業場、畜舎、堆肥舎
等)で進入路等を含んだものは
許可不要(農地の所有者や賃借

権等に基づく耕作者が転用する場
合に限ります。それ以外は農地法
第5条の許可が必要です。)です
が、農用地区域内においては、例
外なく農業振興地域整備計画の変
更手続き(用途変更)が必要で
す。

また、農地を土木工事等の仮設
現場事務所敷地、資材置場または
残土置場等として一時的に使用す
る場合にも許可が必要です。

許可を受けずに農地の転用を
行った場合は、工事の中止や原状
回復の命令を受けたり、3年以下
の懲役や300万円以下(法人の
場合は1億円以下)の罰金の適用
もありますのでご注意ください。

申請の受付は、毎月5日(土・
日・祝祭日の場合はその前の平
日)締切ですが、転用の計画があ
る場合は、まず、地区の農業委員
または農業委員会事務局までご相
談ください。

〈農業者年金で老後の生活をサポート〉

農業者年金はサラリーマンや公務員のように、
国民年金に上乘せ部分が無い農家のために
1970年に創設された制度です。農業者年金へ
の加入は任意であるため、制度自体を知らなかつ
たために加入していなかったという例も少なくは
ありません。農業委員会では農業者年金への加入
推進活動も行っており、今回は農業者年金のこと
を知っていただくために簡単にご紹介します。

農業者年金に加入するための要件は次の3つで
す。

- ① 60歳未満であること。
 - ② 国民年金第1号被保険者であること。
 - ③ 年間60日以上農業に従事していること。
- すなわち、経営者だけでなく、その配偶者や後
継者も加入できます。

最後に、農業者年金の特徴を紹介します。終身
年金で80歳までの保証付き、積立方式で加入者・
受給者数に左右されず、保険料も2万円から千円
単位で選択できるという安定性に優れた年金で
す。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対
象になり、所得税・住民税の節税にもなるといっ
た公的年金ならではの税制上のメリットもありま
す。また、認定農業者など一定の要件を満たす方
には保険料の国庫補助があるなど独自のメリット
もありますので、老後の豊かな生活設計のために
農業者年金の加入をお考えください。